

平成30年度高齢者福祉施設等施設整備に係る協議方針

高齢者福祉施設等については、かながわ高齢者保健福祉計画において、必要とされる介護サービス等の具体的な目標量を定め、県と市町村が連携しながら着実な整備を図っているところですが、これまでの整備状況を踏まえ、老人福祉施設施設整備費補助金又は介護老人保健施設整備費補助金の交付を受けて、平成30年度に着工する施設整備に係る協議方針を次のとおり定めますので、施設整備を計画している事業者等に対して、本協議方針に基づいて御指導いただくようお願いします。

1 総括的事項（共通事項）

平成30年度に着工する高齢者福祉施設等施設整備に係る補助協議対象施設は、特別養護老人ホーム（併設するショートステイ用居室を含む。）、介護老人保健施設、養護老人ホーム及びケアハウスとする。

ただし、地域医療総合確保基金の対象事業など他の補助金の交付を受けて整備することが可能な施設は、他の補助金による整備を優先することとし、この補助金の協議対象施設とはしない。

（１）介護保険関連施設の整備

介護保険施設（特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設）については、かながわ高齢者保健福祉計画における整備目標量及び各市町村における整備目標量を充足するために、必要に応じて広く事業者を公募するなど、整備を着実に促進するための調整を行うこと。

（２）既存施設の再整備

養護老人ホーム等の老人福祉施設を含む既存施設（老朽施設）の改築等については、入居者の安全性を確保する観点から、地震等の災害対策として緊急的な整備を要する事業を優先すること。

（３）事業実施の確実性

用地の取得、土地開発に伴う許認可、福祉医療機構等金融機関への融資相談、地域住民への説明等の事前調整において課題がなく、事業の確実な実施が見込まれるとともに、十分な自己資金が確保されているなど、余裕を持った資金計画に裏付けされた事業であること。また、同一時期に県内外の他自治体での事業を含め、並行して複数の高齢者福祉施設等を整備するなど、自己資金の負担及び借入金が過大になる恐れがある場合や、整備事業を安定的に推進するための法人体制に懸念が生じる恐れがある場合には、事業の確実な実施の見込みについて慎重に判断すること。

用地や自己資金を役員等からの寄附により用意する計画である場合には、寄附者の資力や財務基盤の安定性を確認することができ、寄附の確実な履行が見込まれるものであること。

さらに、早期に事業が開始できる事業を優先すること。

なお、社会福祉法第25条及び関係通知（社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第

908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和（平成12年8月22日 社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）等）の趣旨を踏まえて、設置運営主体となる社会福祉法人が必要な資産を備えることが見込まれること。

（４）立地条件

高齢者福祉施設等は、高齢者の身近な日常生活圏域ごとに整備し、家族や地域住民との交流の機会を確保することが重要であるため、地域の人口の分布や高齢化の状況を勘案してバランス良く配置するなど、立地条件を考慮すること。

（５）災害対策

高齢者福祉施設等は、自力避難が困難な方々が多く利用することから、立地場所の選定について、自然災害のリスクを十分考慮し、また、施設の設計において、今後の各種災害に備えて十分な防災対策を講じるよう考慮すること。

（６）設置運営主体

設置運営主体の役員構成（法人の場合）及び資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営（法人の場合）及び施設運営が見込まれること。

法人の設立を伴う協議については、理事長及び施設長（管理者）就任予定者が社会福祉事業又は保健医療事業に対して十分な理解と意欲を有していること及び主な役職員就任予定者により設立準備委員会が組織されているなど、責任を持って事業を遂行できる体制が整っていることを確認すること。

なお、設置運営主体となる社会福祉法人の設立認可を所掌する市においては、施設整備に係る指導と並行して法人設立に係る指導を行うとともに、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の第4の2に規定された庁内審査会等における審査の実施に向けた調整等を行うこと。また、当該審査会等の結果について県高齢福祉課へ報告すること。

社会福祉法人の設立については、社会福祉法人制度の見直し等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に成立したことを踏まえた上で、適宜指導を行う必要があることに留意すること。

既存法人が設置運営主体になる場合は、既存施設等の指導監査の結果を法人に提出させるなど、設置運営主体としての適格性について審査を行うこと。

（７）財務規律の強化

改正後の社会福祉法第26条の2において、社会福祉法人が事業を行うにあたり、その理事、監事、評議員、職員等の社会福祉法人の関係者に対し

特別の利益を与えてはならないとされたことから、施設整備に係る指導にあたっては、この点に留意すること。

(8) 建築工事費の見込

建築資材費や労務賃金等の建築工事費の高騰が続いており、建築工事請負業者選定の入札の際、設定した予定価格で落札できない事例が全国的に発生していることを踏まえ、建築工事費の見込額の設定は、実勢や今後の市場動向を踏まえたものとする。

(9) 人材確保の見込

介護職員等については慢性的な人手不足の状況にあることを踏まえ、職員の採用活動は、計画的かつ早期に対策を行うものとする。

2 介護保険関連施設の整備

(1) 特別養護老人ホーム（併設するショートステイ用居室を含む。）

ア 整備方針

かながわ高齢者保健福祉計画に基づき積極的に整備を促進する。

イ 留意事項

(ア) 施設整備にあたり「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年神奈川県条例第16号。以下「特養条例」という。）及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年神奈川県条例第17号）に定める設備基準を遵守すること。

なお、「特養条例」第8条第1項第2号、第34条第1項第2号、第45条第1項第2号又は第50条第1項第2号の要件を満たすことにより建物を準耐火建築物とする場合にあっては、基本設計段階において、所在地を管轄する消防長又は消防署長と必要な協議を行うこと。

(イ) 創設については、ユニット型とする。

(ウ) 一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを基本とする。

ただし、ケアの質の確保の観点から、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、一のユニットの入居定員は12人まで認めることとする。

(エ) 増築については、ユニット型とし、10床以上の整備とすること。

(オ) 改築については、必要性を含め、案件に応じて検討するため、あらかじめ整備計画等について県と相談すること。

(カ) 入居者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所（準公共的空間）を設けることが望ましい。

(キ) 創設の場合は、ショートステイ用居室を併設することとし、地域の需給の実情を慎重に考慮し、供給過多とならないよう整備数を設定すること。

- (ク) 併設するショートステイ用居室については、ユニット型以外での整備も可能とする。
 - (ケ) 木材の活用に努めること。
 - (コ) 太陽光発電、太陽熱利用、コージェネレーション、ヒートポンプなどを活用した省エネや環境に配慮した施設の整備に努めること。
 - (サ) 市街化調整区域において整備する場合は、社会福祉施設等の建築の用に供する目的で行う開発行為については、開発許可が必要なため、事前に関係部署と十分な調整を行うこと。
 - (シ) 市街化調整区域での整備のうち指定都市、中核市、特例市、事務処理市を除く、逗子市、三浦市、葉山町、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、寒川町、伊勢原市、大磯町、二宮町、南足柄市、中井町、大井町、松田町及び開成町については、県が定める「市街化調整区域内における社会福祉施設（老人福祉施設）設置に係る取扱指針」により取り扱うこと。
 - (ス) 施設長就任予定者は、「特養条例」の規定に該当する者であること。
 - (セ) 開設後の安定した施設運営のため、資金計画については、十分な運転資金を確保するとともに、原則として総事業費の５％以上を自己資金により確保すること。
 - (ソ) 継続的な施設運営のため、将来の建物修繕等も視野に入れた堅実な収支見込みに基づく計画になっていること。
 - (タ) 施設の開所時まで「特養条例」の規定を満たす人員を確保し、十分な研修等を行うこと。
 - (チ) 土地開発に伴う許認可手続や建設業者を選定する入札等に必要な期間を見込んだ適確なスケジュールに基づく計画になっていること。
- (２) 介護老人保健施設
- ア 整備方針
 - かながわ高齢者保健福祉計画に基づき積極的に整備を促進する。
 - イ 留意事項
 - (ア) 医療従事者の確保や医療サービスの提供等において、協力医療機関と緊密な連携を図る必要があるため、病院併設型での整備を優先すること。
 - (イ) 施設の運営方針として、理学療法士及び作業療法士等の専門職員を十分に配置し、リハビリテーション機能の充実を図ることにより、在宅復帰に向けた支援を強化することを明確にしている施設を優先すること。
 - (ウ) 退所後の在宅生活を支援する居宅サービス機能及び介護予防サービス機能（短期入所療養介護、通所リハビリテーション等）が充実している事業を優先すること。
 - (エ) ユニット型介護老人保健施設を優先すること。
 - (オ) 施設整備にあたり「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号。以下「老健省令」と

いう。)及び「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成25年神奈川県条例第18号。以下「老健条例」という。)を遵守するとともに、別途神奈川県が作成している「介護老人保健施設開設の手引」の「2(7)介護老人保健施設の施設及び設備の基準について」にも対応した施設とすること。

なお、「老健条例」第5条第1項第1号イ又は第44条第4項第1号イの要件を満たすことにより建物を準耐火建築物とする場合にあっては、基本設計段階において、所在地を管轄する消防長又は消防署長と必要な協議を行うこと。

- (カ) 開設後の安定した施設運営のため、資金計画については、十分な運転資金を確保するとともに、原則として総事業費の10%以上を自己資金により確保すること。
- (キ) 継続的な施設運営のため、将来の建物修繕等も視野に入れた堅実な収支見込みに基づく計画になっていること。
- (ク) 施設の開所時まで「老健省令」及び「老健条例」の規定を満たす人員を確保し、十分に研修等を行うこと。
- (ケ) 土地開発に伴う許認可手続や建設業者を選定する入札等に必要な期間を見込んだ適確なスケジュールに基づく計画になっていること。
- (コ) 整備区分は、創設、増築及び改築とするが、創設以外は県の補助の対象外とすること。ただし、市町村において補助することは差し支えない。

3 介護保険関連施設以外の整備

以下の施設の整備については、緊急性、必要性等を個別に検討する必要があるため、設計等の具体的な作業に入る前の段階から、県と協議すること。

(1) 養護老人ホーム

ア 整備方針

かながわ高齢者保健福祉計画に沿って必要な整備を行う。

(2) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

ア 整備方針

かながわ高齢者保健福祉計画に沿って必要な整備を行う。

イ 留意事項

- (ア) 特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける施設とすること。
- (イ) 入所希望者の把握(需要調査)等が十分に行われ、整備定員数に応じた利用が将来にわたり確実に見込まれること。

4 その他留意事項

別に定める施設整備協議書の提出期限を遵守し、提出期限までに提出されなかった案件については協議を行わないものとする。

また、県の補助事業として採択した事業については、市町村においても、事業の着手・推進が確実に図られるよう、責任を持って取り組むこと。